

発議第2号

高山市議会会議規則の一部を改正する規則について

高山市議会会議規則の一部を改正する規則を高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

令和4年3月1日提出

提出者 高山市議会議員 岩 垣 和 彦

賛成者 高山市議会議員 水 門 義 昭
車 戸 明 良
榎 隆 司
石 原 正 裕

提案理由

委員会の開催方法の特例を定めるため改正しようとする。

高山市議会会議規則の一部を改正する規則

高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定足数に関する措置)</p> <p>第86条 (略)</p>	<p>(定足数に関する措置)</p> <p>第86条 (略)</p> <p><u>(出席委員に関する措置)</u></p> <p><u>第86条の2 この章における出席委員には、高山市議会委員会条例（昭和42年高山市条例第17号）第13条の2第3項の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を用いて出席した委員を含む。</u></p>
<p>(委員外議員の発言)</p> <p>第109条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(委員外議員の発言)</p> <p>第109条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席 <u>（オンラインによる方法を用いた出席を含む。）</u> を求めて説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(不在委員)</p> <p>第120条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p>	<p>(不在委員)</p> <p>第120条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。<u>ただし、高山市議会委員会条例第13条の2第3項の規定により、オンラインによる方法を用いて出席している委員は、この限りでない。</u></p>
<p>(起立による表決)</p> <p>第122条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p>	<p>(起立による表決)</p> <p>第122条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立 <u>（オンラインによる方法を用いて開催する委員会に出席する者</u></p>

<p>2 (略)</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第123条 委員長が必要があると認めるとき 又は出席委員から要求があるときは、記名又は 無記名の投票で表決をとる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>は、挙手。第128条において同じ。)させ、 起立者(挙手者を含む。次項において同じ。) の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第123条 委員長が必要があると認めるとき 又は出席委員から要求があるときは、記名又は 無記名の投票で表決をとる。<u>ただし、オンライ ンによる方法を用いた委員会においては、投票 で表決をとることができない。</u></p> <p>2 (略)</p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。